

「議会報告会」について(正副部会長案)

項 目	内 容
目 的	議会としての説明責任を果たすとともに、市民から市政に対する意見を聴取することにより、議会における市民参加の推進に資する。
名 称	名称にはこだわらない。 例)「出前千葉市議会」、「市民と市議会の意見交換会」
報告会の内容	第1部 議会報告 議決結果や委員会審査など、議会活動全般について、議員自ら市民に説明する。 第2部 意見交換 市民から、市政全般に関する幅広い意見を聴取する。
開催頻度及び時期	年2回程度 第1回定例会(予算議会)及び第3回定例会(決算議会)終了後
会 場	区ごとに開催する。
出席議員	○予算・決算審査特別委員会正副委員長 ○各常任委員会正副委員長 ○予算・決算審査特別委員会分科会委員(各区に分ける。) ※選出区の議員は含まない。 (地域エゴをなくし、全市的な立場で議会活動を行うため)
議員の役割	○予算・決算審査特別委員会正副委員長、常任委員会正副委員長が各区での座長を務める。 ○座長が報告・説明を行う。
議員の発言ルール	質問は報告内容に関することのみ受け付けることとし、この旨を事前に告知する。あとは司会の采配で調整する。
「報告会」の運営と市民意見の取り扱い	議会運営委員会正副委員長、常任委員会正副委員長、正副委員長が出ていない会派から1名ずつのメンバーで構成する「〇〇〇運営委員会」を議会内に設置し、運営と市民からの意見について仕分を行う。 (条例化、市長へ報告、議会内報告、聞き留めなど)
そ の 他	まず、「議会のあり方」検討協議会の会議内容について、市民に報告するために全市を対象として1回開催する。 その際には、報告のみではなく、議会の仕組みについて個別に紹介する場を設ける。